

平成17年度 給与制度について

1. 人件費の状況

【普通会計決算額】

	歳出額 (A) (千円)	人件費 (B) (千円)	人件費率% (B/A)
平成11年度	47,370,652	11,913,225	25.1
平成12年度	48,721,311	11,720,225	24.1
平成13年度	44,495,209	11,644,761	26.2
平成14年度	46,507,486	11,302,520	24.3
平成15年度	48,766,994	10,467,505	21.5

注) 「人件費 (B)」には、議員報酬、委員等報酬、特別職の給与、職員給、共済組合等負担金、退職金を含む。

2. 職員給与費の状況 (平成16年度普通会計予算額)

給 与 費 (退職手当除く)				(千円)
給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	一人当たり給与費
4,319,358	1,466,069	1,882,394	7,667,821	7,173

3. 給料表と職務の等級

給料表の種類は3種類であり、職務の等級数及び適用職種の種類は次のとおり。

設定給料表	等級数	適用職種 (職員の範囲)
① 行政職給料表	9	一般行政職、税務職、技能労務職、消防職、教育職、福祉職
② 医療職給料表 (一)	6	医師
③ 医療職給料表 (二)	8	看護保健職、医療技術職

【行政職給料表】

一般行政職等に適用する行政職給料表は9等級制としており、国公給料表を主として合成した構造となっている。

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級
基準職務	部長	次長	課長	課長補佐	担当主査・主査	主任・班長、主事	主事	主事	主事
国公対応	10級	9級	9級	8級	8級	6・7級	4級	2・3級	1・2級

【最高・枠外の昇給期間】

等級における最高号給到達後、最初の昇給期間は18月とし、以後は24月とする。

【高齢層職員の昇給制度】

56歳到達後の昇給期間は18月とし、58歳以後は、昇給停止とする。

4. 初任給基準 (平成17年4月1日現在)

区 分	等号給	給料月額	適用給料表
一般行政職	大学卒	8-5	184,400円
	短大卒	8-3	170,700
	高校卒	8-1	154,300

消防士	大学卒	8－5	184,400	行政職給料表
	高校卒	8－1	154,300	
幼稚園教諭	大学卒	8－5	184,400	
	短大卒	8－3	154,300	
保育士	短大卒	8－3	170,700	医療職給料表（一） 医療職給料表（二）
医師	医大卒	6－6	276,900	
薬剤師	大学卒	7－5	196,100	
看護師	大学卒	8－9	197,100	
	短大3卒	8－8	191,400	
	短大2卒	8－7	185,400	

5. 学歴別平均給料月額、平均年齢及び平均経年数（平成16年4月1日現在）

【一般行政職】

	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
合 計	536	367,500円	43歳 8月	21年 7月
大学卒	357	365,400円	43歳 1月	19年10月
短大卒	42	339,200円	41歳 3月	19年 9月
高校卒	129	383,300円	45歳 8月	26年 7月
中学卒	8	354,400円	47歳 5月	25年11月

【技能労務職】

	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
合 計	214	339,900円	45歳 8月	25年 3月
大学卒	5	251,100円	37歳 3月	12年 7月
短大卒	9	259,200円	36歳 1月	13年 7月
高校卒	36	289,800円	39歳10月	18年 9月
中学卒	164	358,000円	47歳 9月	27年 9月

6. 職階別給与の状況（平成16年4月1日現在）

【一般行政職】

	平均年齢	平均経年	平均給料月額	最高給料月額	最低給料月額
部 長	55歳8月	33年11月	509,500円	521,300円	487,000円
次 長	55歳0月	32年9月	482,000円	493,900円	465,100円
課 長	52歳4月	30年4月	455,200円	493,700円	366,000円
課長補佐	50歳9月	29年5月	430,700円	463,700円	357,800円
担当主査 ・主査	43歳9月	21年6月	369,300円	461,800円	266,700円
一般職員	38歳1月	16年3月	308,900円	434,200円	154,300円
合 計	43歳8月	21年7月	367,500円	521,300円	154,300円

7. ラスパイレス指数の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
ラスパイレス指数	106.3	105.9	103.9	103.8	102.4	100.1

8. 職員手当の状況

扶養手当 (条例第10条)

(1) 支給対象となる範囲と要件

- ①配偶者、②22歳到達後の最初の3月末までの子、孫、弟、妹、
③60歳以上の父母、祖父母、④身体又は精神に著しい障害を有するもの

【支給制限】次に係る要件に該当する者は、支給対象とならない。

- ①民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
②所得の合計額が年額130万円程度以上である者

(2) 支給額

(円)

区 分	配偶者	配偶者以外の扶養親族		
支 給 額	15,500	2人目まで	3人目以降	年齢加算
		6,700	5,000	5,000

注)「年齢加算」とは、16歳以上23歳未満の子の場合をいう。

- ただし、①扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等は、7,200円
②配偶者がいない場合の1人目の扶養親族は、13,000円 とする。

管理職手当 (条例第9条)

区 分	支給額
部長・専任理事	78,000円
次長・専任副理事	67,000
課長・専任参事	58,000
課長補佐	53,000
担当主査	45,000
主査・班長・主任	41,000

※併給禁止 (条例第19条)

管理職手当を支給される者は、時間外及び休日勤務・夜間勤務・宿日直手当を、支給しない。

通勤手当 (条例第12条)

(1) 支給要件

通勤距離が片道1km以上の職員に支給する。

(2) 支給額

(円)

区 分	支 給 額
交通機関利用	6ヶ月定期券相当額 (月額55,000円上限)
自動車・ 原付 自転車 使用	(片道) 5km 未満 4,100
	(片道) 10km 未満 5,300
	(片道) 15km 未満 6,500
	(片道) 20km 未満 8,900
	(片道) 25km 未満 11,300
	(片道) 30km 未満 13,700
	(片道) 35km 未満 16,100
	(片道) 40km 未満 18,500
	(片道) 45km 未満 20,900
	(片道) 50km 未満 21,800
	(片道) 55km 未満 22,700
	(片道) 60km 未満 23,600
	(片道) 60km 以上 24,500
自転車	2,000
徒 歩	廃 止

※平成17年2月議会に提案中

調整手当 (条例第11条の2)

(給料+扶養手当+管理職手当) × $\frac{10}{100}$ (国の甲地を適用)

住居手当 (条例第11条の3)

区 分		支 給 額
借 家	家賃23,000円以下	家賃額-12,000円 + 9,000円
	家賃23,000円を超え55,000円未満	(家賃額-23,000円) × $\frac{1}{2}$ + 11,000円 + 9,000円
	家賃55,000円以上	36,000円
	持家	
持 家	新築・購入	2,500 (5年間限り) + 9,000円
	共有	2,500 × 持分 (5年間限り) + 9,000円
	その他配偶者等の所有権を有する住居	9,000円

時間外勤務手当 (条例第14条)

(1) 支給要件

正規の勤務時間(月～金8;45～17;15)外に勤務した時間に支給する。

(2) 支給率

(普通) 勤務1時間当たりの額 × $\frac{125}{100}$ × 勤務時間数
 (深夜PM10～AM5) 勤務1時間当たりの額 × $\frac{150}{100}$ × 勤務時間数

勤務1時間当たりの額 =
$$\frac{(\text{給料} + \text{調整手当} + 9,000\text{円}) \times 12\text{月}}{38\text{時間}45\text{分} \times 52\text{週} - 17\text{日} \times 7\text{時間}45\text{分}(1,883.25\text{H})}$$

休日勤務手当 (条例第15条)

(1) 支給要件

休日(国民の祝日に関する法律)及び年末年始のうち正規の勤務時間に勤務した全時間

(2) 支給率

勤務1時間当たりの額 × $\frac{135}{100}$ × 勤務時間数

夜間勤務手当 (条例第16条)

(1) 支給要件

正規の勤務時間として深夜(22;00～5;00)に勤務した時間に支給する。
 (例: 守衛、消防、病院、浄水場など)

(2) 支給率

勤務1時間当たりの額 × $\frac{25}{100}$ × 勤務時間数

宿日直手当 (条例第18条)

宿日直1回につき 5,900円 (勤務時間が5時間以内は $\frac{1}{2}$)

期末勤勉手当

(条例第20、21条)

(1) 支給率

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
6月	2. 2月	2. 05月	2. 05月	2. 05月	2. 10月	2. 05月
12月	2. 5月	2. 35月	2. 15月	2. 10月	2. 10月	2. 20月
3月	0. 25月	0. 35月	0. 5月	0. 25月	—	—
計	4. 95月	4. 75月	4. 7月	4. 4月	4. 2月	4. 25月

(2) 算定の基礎

(給料+扶養手当+調整手当)+(給料+調整手当)×役職段階別加算割合

【役職段階別加算制度】

役職	部長級	次課長級	課長補佐級	担当主査級	主任班長級
加算割合	20%	15%	10%	5%	5%

※一般職員についても、経験年数により加算制度を適用している。

特殊勤務手当

(条例第24条、特勤条例)

(1) 勤務日数や回数に応じて支給する手当

- ①消防業務手当 ②深夜業務手当 ③モーターボート競走開催業務手当
- ④感染症防疫等作業手当 ⑤清掃作業手当 ⑥行旅死亡人収容護送作業手当
- ⑦社会福祉業務手当 ⑧野猿管理業務手当 ⑨市立病院業務手当
- ⑩宿日直業務手当 ⑪徴収業務手当 ⑫年末年始業務手当
- ⑬深夜緊急出動手当 ⑭水道事業手当

(2) 月額により支給する手当

- ①建築主事業務手当 ②市立病院業務手当のうち、医師診療業務手当

9. 退職手当の状況

(1) 支給率

【平成15年4月1日現在】

	自己都合	定年
勤続年数 20年	21. 0月分	34. 65月分
勤続年数 25年	33. 75月分	44. 55月分
勤続年数 30年	41. 25月分	54. 45月分
最高限度	60. 0月分	62. 7月分

【平成16年4月1日現在】

	自己都合	定年
勤続年数 20年	21. 0月分	28. 09月分
勤続年数 25年	33. 75月分	43. 34月分
勤続年数 30年	41. 25月分	52. 97月分
最高限度	60. 0月分	60. 99月分

【平成17年4月1日以降】

	自己都合	定年
勤続年数 20年	21. 0月分	27. 3月分
勤続年数 25年	33. 75月分	42. 12月分
勤続年数 30年	41. 25月分	51. 48月分
最高限度	59. 28月分	59. 28月分

(2) 退職時特別昇給

- ・平成16年1月1日から勤続年数20年2号給を1号給に引き下げ、勤続年数10年1号給を廃止する。
- ・平成17年4月1日から勤続年数20年1号給及び死亡1号給を廃止する。

10. 共済費の状況

大阪府市町村共済組合

区分	17/4～17/8		17/9～18/3	
	例月	賞与	例月	賞与
長期市	(給料)×105.525/1,000	(賞与)×84.42/1,000	(給料)×107.7375/1,000	(賞与)×86.19/1,000
	(給料)×83.65/1,000	(賞与)×66.92/1,000	(給料)×85.8625/1,000	(賞与)×68.69/1,000
福祉市	(給料)×0.72/1,000	(賞与)×0.58/1,000	同 左	同 左
	(給料)×0.72/1,000	(賞与)×0.58/1,000		
短期市	(給料)×1.425/1,000	(賞与)×1.14/1,000	同 左	同 左
	(給料)×1.1125/1,000	(賞与)×0.89/1,000		
追加市	(4/1給料)×12月×46.30/1,000			
事務市	1人 300円/月			
給料限度額	496,000(784,000)	150万円(200万円)	496,000(784,000)	150万円(200万円)

※地方公務員共済年金制度の見直し

厚生年金制度の改正内容を踏まえ、給付と負担の見直しを行う。(H16.10施行)
負担の見直しとして、保険料率は、厚生年金に準じて毎年9月に引き上げられる。

(参考) 平成15年度決算額(全会計ベース) 1,221百万円

大阪府市町村職員互助会

区 分	11/4	16/4～	17/4～
市 負 担	(給料)×26/1,000	(給料)×23/1,000	(給料)×21/1,000
個人負担	(給料)×14/1,000	(給料)×14/1,000	(給料)×14/1,000

(給料の限度額は、424,000円)

(参考) 平成15年度決算額(全会計ベース) 164百万円

※負担率の見直しの動き

平成18年度から負担割合を、1対1とする見直しを検討している。

大阪府市町村健康保険組合

区 分	14	15	16/4	17/4
市 負 担	A×60/1,000 (介護)A×3.7/1,000	A×52/1,000 (介護)A×3.4/1,000	A×52/1,000 (介護)A×4.2/1,000	A×52/1,000 (介護)A×4.9/1,000
個人負担	A×25/1,000 (介護)A×3.7/1,000	A×26/1,000 (介護)A×3.4/1,000	A×26/1,000 (介護)A×4.2/1,000	A×26/1,000 (介護)A×4.9/1,000

※標準報酬月額 A = 給料+扶養+調整+管理職+住居+通勤+特殊勤務+時間外手当

平成15年度総報酬制の導入により、期末勤勉手当にも同率の保険料がかかる。

(参考) 平成15年度決算額(全会計ベース) 642百万円

※負担率の見直しの動き

平成18年度から負担割合を、1対1.5以内とする見直しを検討している。

箕面市職員厚生会

市 負 担	年額6,000円/人
個人負担	年額6,000円/人

1.1. 給与是正及び職員数適正化の状況

		一 般 職
平成10年度	給与改定	給与改定率 0.79%(+3,245円) 【内容】・給料表引上率 0.81% ・扶養手当(特定年齢加算) +1,000円
平成11年度	給与改定	給与改定率 0.35%(+1,470円) 【内容】・給料表引上率 0.39%
	期末勤勉手当	年間 5.25ヶ月 → 4.95ヶ月 (▲0.3月)
平成12年度	給与改定	給与改定率 0.09%(+384円) 【内容】・給料表の引上はなし。 ・扶養手当(第1及び2子) +500円
	給料月額	2%カット 【実施時期】管理職H12.4～、その他H12.10～
	管理職手当	2%カット 【実施時期】管理職H12.4～H15.3.31
	期末勤勉手当	年間 4.95ヶ月 → 4.75ヶ月 (▲0.2月)
平成13年度	給与改定	特例一時金の支給(3,756円 / 年額) 【内容】・給料表の引上はなし。
	給料月額	給料表「7等級制」→「9等級制」切替 【内容】部長級 国公11級 → 10級へ引下げ
	期末勤勉手当	年間 4.75ヶ月 → 4.7ヶ月 (▲0.05月)
平成14年度	給与改定	給与改定率 ▲2.01%(-8,570円) 【内容】・給料表の引下率 -1.98% ・扶養手当(配偶者) -2,000円(第3子) +2,000円 ・特例一時金廃止 【実施時期】H15.1～
	給料月額	普通昇給12月延伸 【実施時期】H14.4～(延伸となる者から順次2%減額措置の停止)
	通勤手当	交通用具使用者は、通勤距離に応じた定額とする。 【実施時期】H14.4～
	期末勤勉手当	年間 4.7ヶ月 → 4.4ヶ月 (▲0.3月)
平成15年度	給与改定	給与改定率 ▲1.06%(-4,458円) 【内容】・給料表の引下率 -1.1% ・扶養手当(配偶者) -500円(16,000円→15,500円) ・自宅に係る住居手当見直し(新築・購入5年限度、月額1,000円廃止) ・通勤手当6カ月定期券 【実施時期】H15.12～(通勤H16.4～住居H17.4～)
	退職手当	①退職手当中ぶくれ是正 【実施時期】H16.1～ ②調整率引下げ ▲3%(H16.4～) ▲6%(H17.4～) ③退職時特別昇給見直し 20年1号(H16.1～)
	期末勤勉手当	年間 4.2ヶ月(対国公 ▲0.2月)
平成16年度	期末勤勉手当	年間 4.25ヶ月(対国公 ▲0.15月)
	特殊勤務手当	特殊勤務手当是正(改正前)22種類→(改正後)15種類

【是正による年収の引下率】

※平成12～15年度 給与 2%カット(H14～昇給延伸) + 人事院勧告(H14)▲2.01% + 人事院勧告(H15)▲1.06%
 ※平成10～15年度 期末勤勉手当 5.25月→4.25月(▲1.0ヵ月)

是正前年収(H10) 給料月額N $\times 1.1 \times (12 + 5.25\text{月}) = 18.975 \text{ N}$
 是正後年収(H16) (給料月額N $\times$ ▲5%) $\times 1.1 \times (12 + 4.25\text{月}) = 16.981 \text{ N}$
 (平成16年度は、年収ベースで平成10年度と比較し、1割減となっている。)

【職員数の推移】

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (人)
人数	1,741	1,713	1,694	1,664	1,621	1,579	1,529
増減		▲28	▲19	▲30	▲43	▲42	▲50
累計		▲28	▲47	▲77	▲120	▲162	▲212

※17年度は、見込み